

令和2年9月14日

各 位

厚生労働省職業安定局
雇用開発企画課長
雇用保険課長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を
利用する際の申請期限に関する周知要請について

職業安定行政の運営について、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
雇用調整助成金については、令和2年3月27日付「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金に係る周知啓発等への御協力について（依頼）」により、周知の御協力をお願いしたところです。雇用調整助成金では特例措置の1つとして、令和2年1月24日から5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業等については令和2年8月31日までを申請期限としているところですが、今般、これまでの申請状況等を踏まえ、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等について、申請期限を令和2年9月30日まで延長することとしました。

つきましては、上記判定基礎期間において休業等を行った事業主の皆様に対して、申請期限延長に関する周知徹底を図るため、別添1のとおりリーフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載することといたしましたので、貴団体におかれましても、傘下の事業主に対して、下記のとおり周知の御協力をお願い申し上げます。なお、周知いただく際の文例についても、別添2のとおり作成いたしましたので、御参考いただければ幸いです。

また、今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けとることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給していますが、令和2年4月1日から6月30日までの休業についての休業支援金・給付金の申請期限も令和2年9月30日となっております。休業支援金・給付金につきましても、同様に、別添2を御参考に、周知の御協力をお願い申し上げます。



記

- 1 令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金の支給申請については、令和2年9月30日までに都道府県労働局またはハローワークに到達していなければなりませんので、必ず期限までに届くよう御提出下さい。また、雇用調整助成金等オンライン受付システムによる申請方法は、別添3を御覧下さい。

(※) 緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

- 2 令和2年7月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請については、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に都道府県労働局またはハローワークに到達していなければなりません。

- 3 令和2年4月1日から6月30日までの休業に係る休業支援金・給付金の支給申請については、令和2年9月30日の申請期限までに申請受付先(※)に到達していなければなりません。また、令和2年7月1日以降における休業に係る休業支援金・給付金の申請期限は以下の表のとおりとなります。

休業支援金・給付金については、労働者本人が申請をする制度ですが、申請に際しては、事業主が記載する欄があります。事業主におかれましても、適切な御対応をお願いします。

(※) 〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金にかかる申請期限

休業した期間	受付開始日	締切日(郵送の場合は必着)
令和2年4～6月	令和2年7月10日(金)	令和2年9月30日(水)
令和2年7月	令和2年8月1日(土)	令和2年10月31日(土)
令和2年8月	令和2年9月1日(火)	令和2年11月30日(月)
令和2年9月	令和2年10月1日(木)	令和2年12月31日(木)

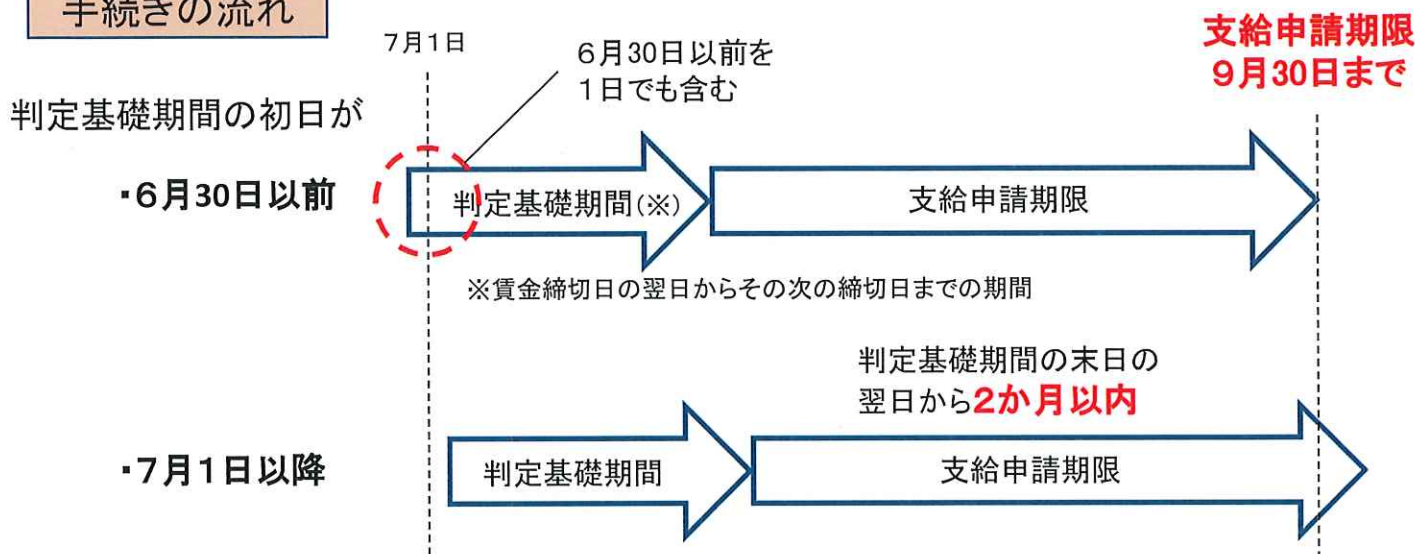
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました

特例措置の内容

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで申請ができるようになりました。

(※)緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

手続きの流れ



判定基礎期間の初日が6月30日以前の休業等に関する雇用調整助成金等の支給申請は

令和2年9月30日まで (郵送の場合は必着)

6月30日までに休業等を行い、雇用調整助成金等の活用を検討している事業主の方は、お早めに最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へご相談ください。

その他の特例措置の内容

その他の特例措置の情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

ご不明な点は下記のコールセンターまでお問合せください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

(お知らせ文例)

厚生労働省からの改めてのお知らせ

～本年6月30日までに開始した休業等に関する雇用調整助成金等の申請期限について～

1 雇用調整助成金等について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、雇用調整助成金の特例制度を設けること等により支援策を講じております。この度、本年6月30日までに開始した休業等に関する雇用調整助成金等の申請期限について令和2年9月30日まで延長することにしました。活用を検討されている事業主の方は、お早めに最寄りの都道府県労働局またはハローワークへご相談ください。

令和2年9月30日に申請期限を迎える休業等

令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等に関する雇用調整助成金の申請期限は令和2年9月30日までとなります。郵送でご提出する場合、支給申請書類は9月30日までに到達していなければなりませんので、ご注意ください。

(※) 緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

令和2年10月1日以降に申請期限を迎える休業等

令和2年7月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等については、通常の申請期限どおり、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内となります。7月中に開始した休業等に関する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請期限は、10月以降順次迎えていくこととなりますので、こちらについてもお早めに手続きをご準備下さい。

2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けとることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給しています。令和2年4月1日から6月30日までの休業に係る休業支援金・給付金の支給申請については、令和2年9月30日の申請期限までに申請受付先(※)に到達していなければなりません。また、令和2年7月1日以降における休業に係る休業支援金・給付金の申請期限は以下の表のとおりとなります。

休業支援金・給付金については、労働者本人が申請をする制度ですが、申請に際しては、事業主が記載する欄があります。事業主におかれましても、適切なお対応をお願いします。

(※) 〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金にかかる申請期限

休業した期間	受付開始日	締切日(郵送の場合は必着)
令和2年4～6月	令和2年7月10日(金)	令和2年9月30日(水)
令和2年7月	令和2年8月1日(土)	令和2年10月31日(土)
令和2年8月	令和2年9月1日(火)	令和2年11月30日(月)
令和2年9月	令和2年10月1日(木)	令和2年12月31日(木)

ホームページでのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金及び休業支援金・給付金の特例情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。

(雇用調整助成金に関する厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- 雇用調整助成金等オンライン受付システムでの申請はこちらからお願いします。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei>

- ご不明な点がございましたら下記のコールセンターまでお問合せください。オンライン申請に関するご質問も受け付けております。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

(休業支援金・給付金に関する厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

ご不明な点がございましたら下記のコールセンターまでお問合せください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276 受付時間 8:30～20:00 月～金

8:30～17:15 土日祝

(事業主の方へ)

雇用調整助成金等オンライン受付システムについて

オンラインでの申請方法は、以下の4つのステップで完了しますのでご利用ください。

Step1 雇用調整助成金等オンライン受付システムにアクセス

URL <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

Step2 ログイン用のメールアドレスを登録

- ・メールアドレスがマイページのIDとなります。
- ・申請事業主ごと（社会保険労務士が申請代行する場合は当該社会保険労務士ごと）に1つのアドレス=IDとしていただくと便利です。

Step3 SMS認証用の携帯電話番号を登録

- ・マイページ開設、ログインの際に手元に用意できる携帯電話にしてください。

Step4 マイページから申請書類をアップロード

- ・必要な書類はP4を参照ください。
- ・ファイル形式は、原則PDF（または、画像ファイル(.jpg, .png))として下さい。WordおよびExcel（マクロなしに限る）でも可能ですが、労働局で開けないバージョンなどの場合は、追って差し替えなどを依頼します。ご協力をお願いします。

以上で手続きは完了となります

- 各助成金の支給要件などは以下のURLをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- その他ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



※ 行政機関の偽物サイト(詐欺サイト)が多数確認されていますので、URLをよく確認してアクセスしてください。



オンライン受付の流れ（詳細版）

- 1 アカウントをお持ちでない方は、以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>
- 2 登録いただいたメールアドレスに登録用URLを送付します。当該ページへアクセスし、氏名、携帯電話番号、パスワードなどの登録をお願いします。

※メール受信制限をしている方は、system@kc.hellowork.mhlw.go.jpからのメール受信を許可してください。本システムからのメールを装った不審メールにご注意ください。
- 3 携帯電話にSMSで認証コード（ワンタイムパスワード）を送付しますので、当該コードを入力ください。これで登録完了となるので、一旦ログオフしてください
- 4 あらためて、①のページから①で登録したメールアドレス、②で登録したパスワードを入力し、③のSMS認証を行い、申請用マイページにログインしてください。
- 5 ログインすると一覧画面が表示されます。上段左側の「新規申請」ボタンをクリックすると、申請情報入力画面が開くので、必要事項を入力してください。入力項目はP3を参照ください。入力後「確認」ボタンをクリックし、申請情報確認画面を確認してください。

※途中で処理を中断したい場合は、申請情報入力画面の「保存」ボタンをクリックすると、その状態が保存され、一覧画面上では「作業中（申請前）一覧」に表示されます。終了する時は、「ログオフ」ボタンをクリックして終了してください。
- 6 申請情報確認画面の右上にあるクリップマーク欄の歯車をクリックし、申請書類、添付書類をアップロードしてください。（ドラッグ&ドロップかファイル選択後に「確定」ボタンをクリック）

※添付書類の容量が大きすぎて一定以上の時間がかかった場合は、タイムアウトエラーが発生します。その場合は、別途事業所所在地を管轄する労働局かハローワークへ郵送にて申請をお願いします。

なお、添付できる容量は1ファイル100MB、20ファイルまでとなります。
郵送先労働局またはハローワークの所在地はこちらを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html


- 7 アップロードが終わったら、申請情報確認画面下段の「申請」ボタンをクリックしてください。これで、申請は終了です。申請が問題なく行われた場合は、自動で①で登録いただいたメールアドレスに受け付けた旨のメールが届きますので、ご確認ください。一覧画面では「申請中一覧」に表示されます。
- 8 審査に当たって確認事項がある場合は、労働局またはハローワークから電話・メールで連絡させていただきます。書類に不足があるような場合は、一旦お戻しをさせていただきますので、⑥の手順で追加アップロードをお願いします。一覧画面では「差戻し一覧」に表示されます。
- 9 審査終了後、支給決定通知書を申請事業主に郵送させていただきます。なお、通知発送から入金までに4日程度要しますので、ご了承ください。

フォーマット入力事項

① 申請情報入力

申請の手順は左メニューの「マニュアル」を参照ください。

助成金種別

雇用調整助成金 緊急特定地域特別雇用安定助成金 緊急雇用安定助成金

手続き種別

計画届 支給申請 計画届及び支給申請

支給申請がある場合は、何月分の支給申請かリストより選択ください。

事業所に関する情報

事業所種別

適用事業所 非適用事業所

雇用保険適用事業所番号（11桁）

半角数字のみ

ハイフンを除いた11桁の数字で記載ください。

事業所名称（漢字）

テキスト（全角のみ）

事業所名称（カナ）

テキスト（全角カナのみ）

住所

郵便番号（上3桁）

半角数字のみ

郵便番号（下4桁）

半角数字のみ

都道府県

選択してください

市区町村名

テキスト（全角のみ）

丁目・番地

テキスト（全角のみ）

ビル、マンション名等

テキスト（全角のみ）

電話番号

市外局番

半角数字のみ

市内局番

半角数字のみ

番号

半角数字のみ

支払いに関する情報

口座の種類

選択してください

振込に関する情報 ※ネット銀行は利用できません

金融機関コード（4桁）

半角数字のみ

ゆうちょ銀行の場合は「9900」

店舗コード（3桁）

半角数字のみ

ゆうちょ銀行の場合は「000」

口座番号（記号番号）

半角数字のみ

ゆうちょ銀行の場合は記号番号をハイフン込みで入力してください。

金融機関名

テキスト（全角のみ）

店舗名

テキスト（全角のみ）

口座名義（漢字）

テキスト（全角のみ）

口座名義（カナ）

テキスト（全角カナのみ）

その他

連絡事項

テキスト（全角のみ）

既に本システムを通じて計画届け出を提出している場合は、この欄に計画届を提出した際の申請番号を記載してください。再申請の場合は、この欄に当初申請から修正した内容及びその対象ファイルを記載してください。（例 休業対象者について記入漏れがあったものを追記しました。対象ファイルは、休業・教育訓練一覧.pdfです。）

キャンセル

保存

確認



休業時の支給申請に必要な書類

書類名	備考
様式新特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html ※添付書類は、「売上」等がわかる既存書類の写し(売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿、客数のデータ、客室等の稼働率等)でも可
様式新特第6号 支給要件確認申立書・役員等一覧	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html 役員名簿は、事業所の規模を確認する書類で代用可
様式新特第9号又は12号 休業・教育訓練実績一覧表	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第8号又は11号 助成額算定書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第7号又は10号 (休業等)支給申請書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
休業協定書	労働組合等との確約書等でも代替可 添付書類として、組合員名簿又は労働者代表選任書
事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿で可
労働・休日の実績に関する書類	出勤簿、タイムカードの写し(手書きのシフト表などでも可)など (必要に応じ、就業規則または労働条件通知書の写しなど)
休業手当・賃金の実績に関する書類	賃金台帳の写しなど(給与明細の写しなどでも可) (必要に応じ、給与規定または労働条件通知書の写しなど)

※振込間違いを防ぐため、通帳又はキャッシュカードのコピー(口座番号やフリガナの確認ができる部分)をできるだけ添付してください。

雇用調整助成金の支給に関して、厚生労働省本省、都道府県労働局、ハローワーク以外からお電話をすることはありません。また、お電話で金融機関の暗証番号をお聞きすることはございません。不審な電話があった場合は、お近くの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

※出向・教育訓練、緊急雇用安定助成金については厚生労働省のHP等をご確認ください。
※このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。